

# テーマ：ヘルメットの着用(再協議)



## 法的根拠等

### ○道路交通法（抄）

第六十三条の十 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

⇒13歳未満（小学校6年生）まで、ヘルメットをかぶらせることが保護者の努力義務

### ○埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例（抄）

「児童及び生徒に対する自転車交通安全教育」として第8条に規定

2 児童又は生徒の保護者は、その児童又は生徒に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策に関する自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

⇒高校生まで、ヘルメットの着用等の交通安全教育を行うことが保護者の努力義務

「高齢者に対する自転車交通安全教育」として第9条に規定

2 高齢者の家族は、その高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の交通安全対策について助言するよう努めなければならない。

## 第4回(8/24)の主な意見内容

\*どの意見を選ぶか、ということではなく、発言のあった内容を記載。

\*義務と努力義務では相当な違いがある。まずは努力義務から始めてはどうか、という意見もあり。

○利用者全体に努力義務

○中学生：努力義務

通学時は義務、部活を含めた学校行事に参加する際は、努力義務

○高校生：努力義務

○その他：高校生までの保護者について、ヘルメットを着用させる努力義務

学校について、交通安全教育として義務

市は、ヘルメットの着用について勧奨・情報提供義務

## MEMO